個別課題について

(生活保護制度関係)

No	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
1	マーケットバスケット方式による最低生活費の試算に関する調査研究事業	現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連における相対的なものとして設定されているが、平成29年の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書(平成29年12月14日)(※1)において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘され、その中で、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、新たな検証手法の開発が求められるとの指摘がなされている。このため、最低生活費を算出する試みの一つとして、生活保護制度の施行当初に採用されていた「マーケットバスケット方式」(※2)について、諸外国のマーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例や国内の研究事例等を参考として、価値観が多様化した今日の状況に留意しつつ、飲食物費や衣類以外の選択的な品も考慮した現代の日本におけるマーケットバスケット方式を検討し、この方式による最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討のための基礎資料とする。 (※1)平成29年社会保障審議会生活保護基準部会報告書の掲載先(URL) https://www.mhlw.go,jp/stf/shingi2/0000188382.html (※2)マーケットバスケット方式最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式であり、昭和23年から昭和35年まで採用されていた。	1. 具体的内容・手法 ①マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例に関する先行研究の成果を参考 (※1)として、有識者の知見を仰いだ上で、各事例における対象品目の選定方法や当該品目 の費用の算定方法等を踏まえつつ、マーケットバスケット方式によって最低生活費を算出する 際の対象品目の選定方法やその数量及び価格の設定方法について検討を行うとともに、利 用可能な統計データ等も考慮した上で、現代の日本において最低生活を営む上で必要な品 目を満たすために必要な費用(最低生活費)の算出方法を検討する。 ②①において検討した算出方式に従い、複数の世帯類型(※2)について、マーケットバス ケット方式による最低生活費の試算を行う。 なお、①②を実施するにあたっては、厚生労働省社会・援護局が実施している「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」における議論等も参考にすること(※3)。 (※1)参考とすべき調査研究 ・令和元年度厚生労働省調査研究「国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式」(報告書は令和2年3月にとりまとめられる予定) (※2)最低生活費の算出を行う世帯類型の例 ①夫婦子1人世帯、②夫婦子2人世帯、③ひとり親子1人世帯、④ひとり親子2人世帯、⑤若年単身世帯、⑥若年夫婦世帯、⑦高齢単身世帯、⑧高齢夫婦世帯 (※3)生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03895.html 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の結果を報告書に取りまとめること。取りまとめに際しては、試算にあたっての留意事項や課題なども考察の上、報告書に盛り込むこと。 なお、本調査研究は、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発の検討に資するものとする。	1,500万円

		T	Ţ	
2	MIS手法による 最低生活費の試算に関する 調査研究事業	現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連における相対的なものとして設定されているが、平成29年の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書(平成29年12月14日)において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘され、その中で、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、新たな検証手法の開発が求められるとの指摘がなされている。 この生活扶助基準の検証手法の開発に関しては、第5回(平成23年9月27日)及び第6回(平成23年10月4日)の生活保護基準部会において、各委員から最低生活水準を検証する手法について報告されている。 このうち、委員から報告のあった「MIS手法による最低生活費の推計」を参考として、一般市民の合意形成による現時点における最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討のための基礎資料とする。なお、本調査研究については、平成31年度社会福祉推進事業において、高齢単身世帯、若年単身世帯を対象として実施しており、令和2年度は夫婦子1人世帯を対象とする。 (参考)社会保障審議会生活保護基準部会資料の掲載先(URL)①平成29年報告書(平成29年12月14日) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188382.html ②第5回資料(平成23年9月27日) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb.html ③第6会資料(平成23年10月4日) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb.html	1. 具体的内容・手法 MIS (Minimum Income Standard) 手法による最低生活費に関する先行研究を参考(※1)として、生活保護基準におけるモデル世帯でもある夫婦子1人世帯を対象に、一般市民の合意形成による現時点における最低生活費の試算を行う。本事業の実施にあたっては、MISに関する知見を持つ有識者の協力を得るとともに、モデレータ(グループディスカッションの司会者)としても参画して頂くことを条件とする。なお、厚生労働省社会・援護局が実施している「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」における議論等も参考にすること(※2)。 (※1)参考とすべき先行研究・第5回社会保障審議会生活保護基準部会資料3「Minimum Income Standard手法による最低生活費の推計(三鷹MIS)」・平成31年度社会福祉推進事業「MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業」(高齢単身世帯、若年単身世帯を対象として実施。報告書は令和2年4月にとりまとめられる予定。) (※2)生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage.03895.html 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の結果を報告書に取りまとめること。取りまとめに際しては、試算にあたっての留意事項や課題なども考察の上、報告書に盛り込むこと。なお、本調査研究は、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発の検討に資するものとする。	1,500万円
3	福祉事務所における生活 保護受給者への効果的な 支援(質の向上)とケース ワーカーの負担軽減に関す る調査研究事業	務の在り方、事務負担の軽減等について総合的に検討していく必要があるとされており、また、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)においても、ケースワーク業務の外部委託について検討が求められている。他方、生活保護のケースワークについては、保護の実施機関である地方自治体の責任において行うべきものであり、ケースワーカーの負担軽減は、ケースワークの質の維持・向上と両立させることが必要である。こうした状況	1. 具体的内容・手法 ① 生活保護受給者への効果的な支援(質の向上)とケースワーカーの負担軽減に関する手法や論点について、先行調査事業・文献等での検討、有識者へのヒアリングや、政策動向、法制度や行政環境などの調査を行い、整理・分析すること。 ② ①で把握した内容につき、具体的な実践に移すための課題について、整理・分析すること。その際、必要に応じて各福祉事務所に対する意識調査の実施や、当該調査結果に基づく更なる聞取調査や資料収集を行い、整理・分析すること。 ③ ①②の調査を踏まえ、生活保護受給者への効果的な支援(質の向上)とケースワーカーの負担軽減に資する方策について分析すること。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の結果を報告書にまとめること。報告書の内容については、今後の生活保護受給者への効果的な支援(質の向上)とケースワーカーの負担軽減の在り方に関する検討の基礎資料として活用できるものとすること。	1,500万円

4	子どもとその養育者への健 康生活支援における行動変 容に関する調査研究事業	経済的な暮らし向きにゆとりのない家庭の子どもは、適切な食習慣や生活習慣等が確立されておらず、虫歯や肥満など健康への影響が出ている場合があることから、平成30年度より、いくつかの福祉事務所設置自治体において、生活保護受給世帯を対象とした「子どもとその養育者への健康生活支援事業」を実施している。一方で、自治体からは、他部署との連携状況等の要因により、学校健診のデータを入手する方法が確立されておらず、こうした取組みを進めにくいとの意見もある。このような状況の中で、子どもとその養育者の健康生活に関し、福祉事務所においてどのような支援が実現可能性があり、かつ効果的かを検証するため、実施事例を元にその行動変容等について分析し、支援の在り方について研究する。	①「子どもとその養育者への健康生活支援事業」を実施している福祉事務所設置自治体における個別事例に着目し、介入の結果どのような行動変容が発生し得るのかを調査分析すること。 ②①を踏まえ、福祉事務所において運用可能であることにも留意し、標準的かつ効果的な手	1,500万円
5	日常生活支援住居施設の対象者選定のためのシステムに関する調査研究事業	日常生活支援住居施設へ生活支援の委託を行う対象者の選定は、 福祉事務所が本人の状態や他の社会福祉資源の状況等から総合的 に判断することになるが、当該判断の材料として用いるため、これま での調査研究において適応行動尺度に着目した判定ツールの開発 研究を進めてきたところ。令和2年度の委託開始にあわせて、それま でに開発したシステムを実際に活用した状況等について調査分析を 図り、当該システムの制度向上に向けた調査研究を行う。	1. 具体的内容・手法 日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者を福祉事務所が該当者の判定を行うための支援ツールについて、実際に福祉事務所で活用する際の状況を調査するとともに、判定を受けて施設入所した者のその後の状況について追跡調査等を行うことにより、支援ツールの精度向上等を図る。活用状況の調査については、福祉事務所及び日常生活支援住居施設及び支援対象者等の協力を得て実地で行うとともに、福祉事務所で活用した際の課題や効果等についてアンケート調査などを行うものとする。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映)実態調査の分析結果について報告書にまとめるとともに、当該調査分析結果に基づいて支援ツールの精度の向上等をおこなう。 実際に福祉事務所で活用した結果を踏まえた精度向上が図られることにより、委託対象者の選定に当たっての客観的な指標の構築が図られる。	1500万円
6	日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修のあり方に関する調査研究事業	令和2年度より日常生活支援住居施設の認定及び当該施設への生活支援の委託が開始されるが、日常生活支援住居施設では、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等踏まえた支援目標・支援計画を策定し、その計画に基づき支援の実施や支援結果の評価を行うことが求められる。これらの一連の支援業務について標準的な実施方法及び支援を行う上での視点や留意事項や、こうした支援業務を適切に行うための日常生活支援住居施設の職員養成研修のあり方など、日常生活支援住居施設における支援の質の向上に向けた調査研究を行う。	あわせて、日常生活支援住居施設の支援職員として来められる知識や技能(制度の理解、 ホームレスや刑余者・障害者等の対象者の状態の理解、支援の態度、対人援助技術、具体 的な支援技術など)を整理し、一時生活支援事業職員向けの研修との関係も含め、職員養成 研修のあり方、研修項目、各項目のねらい、研修手法、到達目標などについて整理する。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映)	1500万円

7	保護施設入所者の地域生 活移行等の促進を図るため	保護施設は、他法他施策優先の中、最後のセーフティネットとして、 様々な障害や生活課題を抱え、居宅生活が困難な生活保護受給者 を適切に支援する役割を担っている。一方、入所者の高齢化や重度 化への対応、入所期間の長期化などの課題もあり、施設における支 援機能の強化、他法他施策の活用や地域生活への移行支援が求め られている。 保護施設入所者における他法他施策の優先や地域生活移行等の 促進を図るための課題を整理するとともに、その課題解決に向けた方 法の提示を目的とした調査研究を行う。	1. 具体的内容・手法 ① 各地方自治体及び保護施設において実施されている入退所の調整や、施設における入所者への支援、地域生活移行に向けた支援等について、アンケート調査などにより医療機関からの退院患者の受入状況や、地域生活移行割合の高い地方自治体・施設と低い地方自治体・施設を比較するなどにより、退所先調整や施設内での支援内容、地域生活移行における課題の整理・分析を行う。また、入所期間が長い、若しくは地域生活移行の割合が低い地方自治体・施設に対して、入所者の状態像や地域生活移行が困難な理由等をヒアリング調査により把握し、その背景・事情等を整理し分析を行う。なお、調査・分析にあたっては、保護施設が当該地域において担っている機能や役割が異なることに十分留意し、例えば、地方自治体の規模や地域性、入所者の状態像や支援ニーズ、職員体制など、個々の状況を勘案できるよう工夫すること。また、令和元年度社会福祉推進事業「保護施設の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」(報告書は令和2年3月にとりまとめられる予定)における調査結果等も参考にすること。② ①を踏まえ、退所先調整や地域生活移行等を促進するための課題解決に向けた効果的な実施方法について検討すること。② ①を踏まえ、退所先調整や地域生活移行等を促進するための課題解決に向けた効果的な実施方法をまとめ、提案すること。と。② で検討した内容を整理し、地方自治体・施設の状況別に課題解決に向けた効果的な実施方法をまとめ、提案すること。	1,500万円
8	織的運営管理と査察指導の 具体的手法に関する調査研 究事業	は、被保護世帯と直接向き合うケースワーカーだけでなく、ケースワーカーを直接支える査察指導員に大きな負担が生じている。そうした中、生活保護業務を実施する際の効率的な運営管理とともに、保護の適正実施の確保のため各実施機関から都道府県・政令指定都市本庁、国に至るまでのそれぞれの立場における連続した査察指導の役割が大きくなっている。こうした状況を踏まえ、問題が生じやすく負担となりやすい業務を分析し、それらを効率的・効果的に処理・解決するための進行管理の具体的手法と査察指導の効果的手法を提示することにより、生活保護制度の適正実施の推進とケースワーカーをはじめ生活保護業務に従		1,500万円

(生活困窮者自立支援制度関係)

No.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
9	生活困窮者自立支援制度 の実施状況の把握・分析等 に関する調査研究事業	生活困窮者自立支援制度の実施状況を定量的に把握・分析すること等を通じて、制度の進捗と改善に向けた基礎データを得る。	1. 具体的内容・手法本調査研究事業では、制度の進捗と改善に向けた基礎データを得るため、以下の2つの観点から調査設計を行い、データを収集する。 ①改正生活困窮者自立支援法等の実施状況(関係機関による利用勧奨、地域居住支援事業、子どもの生活習慣・育成環境の改善支援、支援会議、認定就労訓練の開拓に関する取組状況等) ②就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に向けた自治体の取組状況 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 生活困窮者自立支援制度の進捗と改善に資するものとなるよう報告書としてとりまとめること。	1,500万円
		個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化している中、既存の調査、生活困窮者自立支援制度における支援の実績、地域共生モデル事業における支援状況等の分析を行い、社会的孤立の実態把握の方法について研究を行うとともに、支援の在り方についてとりまとめる。	1. 具体的内容・手法 関係省庁や民間団体等の既存調査、生活困窮者自立支援制度において支援を行った者の 状態像や支援の課題(※)、地域共生モデル事業における支援状況等について分析を行う。 (※)生活困窮者自立支援法の支援実績については、自立相談支援の実施状況等を通じて、 利用者の状態増の経年変化や就労準備支援事業や家計改善支援事業等の利用に至らな かったケースの要因等を明らかにする。 分析結果を踏まえて、生活困窮者自立支援制度等における支援の在り方等について検討を 行う。(経済的な困窮状態にない社会的孤立にある者・世帯に対する予防的アプローチの充 実等) 2. 成果物 分析及び検討結果を報告書にとりまとめること。	1,500万円
11	就労準備支援事業評価指 標の全国普及及び検証に 係る調査研究事業	令和元年度に作成した就労準備支援事業評価指標の効果的かつ 適切な全国普及に向け、全国自治体への導入支援等を行うとともに、 指標の内容についての検証・改善に取り組む。	1. 具体的内容・手法 ①令和元年度社会福祉推進事業により作成した就労準備支援事業評価指標(報告書は令和2年3月にとりまとめられる予定)について、全国への普及に向けた取組(導入支援、説明会開催等)を行う。 ②本指標を活用している自治体へのヒアリング等により、指標の内容の検証・見直しを行う。また、利用者ごとの評価に加え、就労準備支援事業全体の評価指標として活用するための方策について検討を行う。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 本調査研究事業においては、就労準備支援事業評価指標の導入支援の内容等、各自治体での円滑な導入に活用できる事項や、事業全体の評価としての活用方法等を報告書としてまとめること。なお、当該評価指標を見直す場合は全国自治体で活用できる内容とし、改定後の指標を全国へ配布すること。	1,000万円

12	不安定な居住状態にある生 活困窮者の把握手法及び 支援の在り方に関する調査 研究事業	終夜営業の飲食店や知人宅を転々とするなど、不安定な居住状態 にある者の実態把握に有効な手法を策定するとともに、効果的なアウ トリーチ手法等について調査研究する。	1. 具体的内容・手法 令和元年度に実施した「不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法に関する調査」 (報告書は令和2年3月にとりまとめられる予定)で得られた手法について、調査分析の追加 等により改良を図るとともに、小規模自治体についても実態把握を行うことにより、全国的に活 用が可能な把握手法を策定する。また、不安定居住者に対するアウトリーチ、自立相談支援 事業や一時生活支援事業との連携等、効果的な支援手法について調査研究する。 2. 成果物 実態把握により検討された分析及び検討結果を報告書にとりまとめること。	1,000万円
13	生活困窮者等に対する居住 支援の対象者像及び状態 に応じた支援等に関する研 究事業	生活困窮者自立支援法改正における地域居住支援事業の施行を受け、シェルター等利用者のほか、居住に困難を抱える者などの多様な対象者への支援を実施する事業として強化された。また、支援の在り方についても、一時的に居住を確保する必要がある者、居住を確保した後見守り等を受けつつ就労等による自立を目指す者、生活保護など他制度での支援につなぐ者など、状態像等に応じた支援が必要となっている。さらに、セーフティネット住宅の制度化とともに、居住支援協議会や居住支援法人の仕組みも整備され、これまで以上に福祉部局と住宅部局の連携、福祉関係者と住宅関係者の連携が求められている。このような状況を踏まえ、居住に関する課題等全体像を整理し、今後の施策推進につなげていく。	1. 具体的内容・手法 ①有識者をメンバーとする検討会を立ち上げ、居住に関する課題等全体像を議論・整理する。 ・居住支援の対象としてどのような者が存在するのか対象者像を明確化 ・対象者像毎に必要な支援内容を明確化 ・居住支援のうち、生活支援の具体的な内容、担い手、費用負担の在り方等を整理 ・居住支援協議会や居住支援法人と連携した支援の在り方等の整理 ②上記議論を円滑に進めるために、例えば、以下のような調査等を実施することを検討する。 ・対象者像及び対象者像に応じた支援手法に関して一時生活支援事業実施自治体へ調査 (一時生活支援事業の対象としている者の状態像、各対象者の把握方法、各対象者に応じた支援内容、支援内容毎の支援者、業務量、支援の結果・効果、再利用の有無等) ・居住に困難を抱える者に関する既存データ等を活用した調査(低額所得者、租税滞納者等) ・未実施自治体へのヒアリング(住居相談の有無、対応方法等) 2. 成果物 分析及び検討結果を報告書にとりまとめること。	1,500万円
14	未の文族効果を高める連携 手法等に関する調査研究事	の緊密な連携、食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための 方策の検討等について指摘されているところ、教育機関やフードバン ク等支援団体、その他民間企業や専門家等との連携について、改正	1. 具体的内容・手法 改正法により強化された生活習慣・環境改善に関する支援について、特に支援の効果を高 めるために実施している学校等教育機関やフードバンク等支援団体、心理カウンセラー等の 専門家といった関係機関との連携状況について、事業実施自治体へ実態把握するとともに、 連携先となり得る民間団体等についての調査及び効果的な連携事例を調査する。 2. 成果物 調査結果を踏まえ、子どもの学習・生活支援事業の効果をより高める連携先や連携手法に ついて報告書にまとめる。	1,500万円

(地域福祉関係)

No.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
15	滑な実施を支援するための		1 具体的な内容・手法 ①重層的支援体制整備事業に関する手順、支援のあり方等をまとめ、自治体や現場向けに 効果的に周知するためのツール等を作成する。 ②①で整理したツール等をベースに、令和3年以降に開催される国研修の標準的なカリキュラムとシラバスを作成する。 ③①②の作成に当たっては、モデル事業である「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」の実施自治体、および相談支援や地域づくり分野の有識者による検討を行い、内容の妥当性を検証する。 2 成果物及び活用方法(施策への反映) ・作成したツール等を活用し、国による会議や研修会を行い、広く周知を図る。 ・標準的なカリキュラムとシラバスは、令和3年以降に開催される国研修の教材等として活用する。	1,500万円
16	重層的支援体制整備事業 への移行に係る推進方策に ついての調査研究	「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(以下、モデル事業)」の取組を分析し、自治体が重層的支援体制整備事業へ円滑に移行するための方策等について整理する。	1 具体的な内容・手法 ①これまでのモデル事業の支援実績等を収集し、その成果や効果について分析する。 ②①で整理した結果について、重層的支援体制整備事業への円滑な移行を図るための方策 等について検討する。この検討にあたっては、モデル事業を実施している自治体の意見等を 聴取し、妥当性を検証しながら進める。 2 成果物及び活用方法(施策への反映) ・重層的支援体制整備事業への円滑な移行を図るための方策等についてまとめ、自治体向け の報告書を作成する。 ・モデル事業実施自治体の支援実績等を適切に把握するほか、重層的支援体制整備事業の 効果や実績の測定に向けた考え方等も整理する。	1,000万円
17	包括的支援体制の整備に 係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチ としての伴走型支援に関す る調査研究	・平成29年の社会福祉法改正において、包括的な支援体制の整備は、市町村の努力義務となっている。 ・包括的な支援体制を整備するうえで、対人援助における重要な支援の視点である伴走支援の考え方を体系的に整理し、具体的な支援のアプローチやツールについてまとめ、現場の支援者の資質向上に向けた教材を作成するとともに研修会を開催することで周知を図る。		1,000万円

18	係る地域性を考慮した持続	・市町村内が包括的な支援体制を整備するためには、支援関係者間における意識の共有から始まり、現在の業務の棚卸し・整理など、効果的な連携方策の検討を積み上げる必要がある。 ・具体的な事例をもとに、このような体制整備の検討のプロセスや検	1 具体的な内容・手法 ・新たな事業として実施することとなる、地域支援事業(地域包括支援センター)、地域生活支援事業(基幹相談支援センター)などの相談窓口間の効果的な連携方策や体制整備のあり方について、具体的な市町村の事例を元に検証を行う。 2 成果物及び活用方法(施策への反映) ・検証の結果について、市町村の規模や社会資源の状況に応じて整理を行い、市町村が新たな事業の実施による包括的な支援体制の整備を具体化する際の参考として活用する。	1,000万円
19	多様な支援対象者像と支援 者像を念頭に置いたひきこ もりの支援手法に関する調 査研究事業	内閣府が平成30年に実施した「生活状況に関する調査」では、40歳から64歳までのひきこもり状態にある者が61.3万人と推計され、加えて、いわゆる「8050世帯」と表される複雑化・複合化した課題を抱えるひきこもり状態にある者を含む世帯の顕在化が指摘される中、ひきこもり状態にある者の状態、背景、抱える事情等は多様性を極めているものと考えられる。また、ひきこもり状態にある者への支援体制については、これまで都道府県及び指定都市において整備を進めてきた「ひきこもり地域支援センター」に加え、市域にある生活困窮者自立支援制度の「自立相談支援機関」においても体制整備を進めている中、今後は、様々な機関において、自身が持つスキルや専門性が異なる様々な者が支援を行う状況が加速化される。このため、多様な支援対象者像と多様な支援者像を念頭に、ひきこもり状態にある者のそれぞれの状態像に応じて、それぞれの支援者が支援する際の手法について調査研究を行う。	に、医学的観点のみならり、在芸福征士、精神保健福征士、公認心理師等の福祉専門職による支援の観点、専門資格を有しない者による支援の観点から、多職種の複数の専門家により多角的に検討する。 ④ ②の検討を踏まえ、機関や支援者の支援の質の平準化と向上に資する、ひきこもり支援手法に係るマニュアルを作成する。 2 成果物及び活用方法(施策への反映)	1,500万円

 相談支援に繋がりやすいひ き=± 支援体制の整備・構	支援センター」や生活困窮者自立支援制度の「自立相談支援機関」において整備を進めている中、相談窓口を住民に周知して支援対象者からの接触を待つだけではなく、イベントの開催や啓発活動により、支援対象者が相談窓口により繋がりやすい環境整備も進める必要がある。このため、モデル基礎自治体を選定した上で、行政職員をはじめとする関係者を交えて、ひきこもり状態にある者やその家族が参加しやすい支援体制の整備について企画、実践及び評価を実施し、他の基礎自治体の取組の参考となる有用なプロセスモデルを構築する。	③ 支援体制の構築においては、相談窓口で当事者やその家族からの接触を待つのではなく、特に、イベントの開催や啓発活動など当事者等が能動的に社会との接点を持ちやすい取組に重点を置く。 ④ 合わせて、イベントや啓発活動に参画した当事者やその家族が、その後も継続して関係性を保てるよう、当事者会や家族会の設立と運営手法について研究する。 ⑤ ②~④について、他の自治体の取組の参考となるように、有用なプロセスモデルを報告	1,000万円
行政と連携したひきこもりの 地域家族会の活動に関する 調査研究事業	就職氷河期世代支援のうち「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援については、多機関が連携するプラットフォームを市町村レベルで設置し支援体制を整備していく中、プラットフォームには、ひきこもり状態にある方の家族会等も参画し、当事者等の視点も踏まえた支援方策の検討・実践を進めていくこととしている。また、ひきこもり支援においては、本人のみならず、家族への支援が重要である。地域によっては、既存の確たる家族会がないことから、モデル基礎自治体を選定した上で、行政職員を始めとする関係者も交えて、地域に拠点を置く家族会の設立及び活動に係る企画、実践及び評価を実施し、他の基礎自治体の取組の参考となる有用なプロセスモデルを構築する。	1 具体的内容・手法 ① ひきこもりの地域家族会の設立を目指す基礎自治体を5つ程度選定する。 ② 当該基礎自治体において、行政機関、民間の支援団体、ひきこもり状態にある者やその家族等から構成される検討会を立ち上げ、地域に根ざした家族会の設立とその後の活動について、企画、実践及び評価を実施する。 ③ 家族会の設立・活動の検討・実践に当たっては、特に、継続性の確保と、行政との連携に重点を置く。 ④ ②・③ついて、他の自治体の取組の参考となるように、有用なプロセスモデルを報告書にまとめる。 2 成果物及び活用方法(施策への反映) 行政と連携したひきこもり家族会の設立・活動に係る報告書を作成する。報告書の内容は、他の自治体が取り組むに当たり参考となるよう、PDCAサイクルを念頭に、実践に沿ったものとする。	1,000万円

22	民生委員・児童委員の担い 手の確保に向けた取組に関 する実態調査研究	令和元年12月に行われた民生委員・児童委員(以下、民生委員)の一斉改選では、各都道府県等が定める民生委員の定員数よりも委嘱数(充足率)が少ない地域があったが、充足率は地域によって区々となっている。このため、地域における民生委員の担い手の確保に向けた取組等の実態について調査を行い、他の地域の参考となる取組について周知し、全国の民生委員の充足率の向上を図る。	依頼方法や担い手確保のために工夫している取組、苦慮している点等の実態についてアンケート調査を実施する。 (※)自治体は悉皆調査、民生委員は抽出調査(2,000~3,000程度)を想定。	1,500万円
23	関連制度と成年後見制度と の連携の在り方等について の調査研究事業	成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)では、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の強化」「成年後見制度へのスムーズな移行」が進められるべきとされている。 上記を踏まえ、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について検討を	1. 具体的内容・手法 ① 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関より好事例、困難事例についてのヒアリング調査を実施。 ② ヒアリング調査に基づきアンケート調査票を作成し、中核機関、権利擁護センター、市町村社協・都道府県社協の日常生活自立支援事業担当者、市町村、都道府県等、関係機関を対象にアンケート調査を実施。 ③ 有識者の参画を得て、ヒアリング調査やアンケート調査を基に課題を分析し、それぞれの制度のあり方や連携方法について研究する。 ④適切な連携に資する資料を作成する。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1. ①②③④についての報告書を作成するとともに、④の資料を、自治体、中核機関、日常生活自立支援事業の担当者等に広く周知する。	1500万

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)の中間 年度である令和元年5月に、令和3年度末までのKPIとして全市区 村における中核機関(権利擁護センター等を含む)の整備等の目標 設定したところである。 体制整備に当たっては広域的な観点から管内市区町村を支援する といり はいました はいまた はいました はいまた はいました はいまた はいました はいまた はいました はいまた はいました はいました はいました はいました はいまた はいました はいまた はいまりまた はいました はいまた はいまた はいまた はいまた はいまたまた はいまた はいまたまた はいまた はい	の完整的取組調査研究事業の結果の分析や各地域へのピアリング調査等を通じて、地域連携ネットワークの中核機関の整備等の体制整備の推進に向けて、以下の調査・研究を行う。 ①都道府県ごとに取組状況等を分析するとともに、各都道府県ごとの課題を明らかにするとともに広域的な体制整備に向けた効果的支援策について研究する。 ②山間部・離島等、後見人等の受け皿が確保できない地域の課題を分析し、具体的支援策について研究する。 ③地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の有機的・効果的な連携体制について研究する。	1000万
--	--	-------

(福祉・介護人材関係)

No.	田川正 ノーロシンへれつ 大人 個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
25	様な働き方に対応した効果 的なマッチングに関する調 査研究事業	福祉・介護分野の人材不足が指摘される中、同分野への新規求職者の開拓や求職者の求める条件等に適合する施設・事業所とのマッチングが重要な課題となっている。 副業解禁など、短時間勤務や季節限定勤務等働き方の多様化が進む中で、時間的・期間的に多様な働き方に対応したマッチング機能の強化を図ることを目的とする。	1. 具体的内容・手法 ① 現在、都道府県福祉人材センター等で行われている時間的・期間的に多様な働き方の事例収集を行う。 ② ①を踏まえ、都道府県福祉人材センター等による施設・事業者支援ツール(採用活動、受け入れ準備等)を検討する。 ③ 都道府県福祉人材センターにおける求職者に対するアプローチについて検討する。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 都道府県福祉人材センター等が事業所支援に活用するための手引き等としてまとめること。なお、手引き等については、自治体や都道府県福祉人材センター等が実施する研修において活用できるものとすること。	1,500万円
26	介護現場における介護過程 実践の実態調査及び効果 検証に関する調査研究事業	このにめ、本調宜研究事業では、介護現場にあける介護計画の作	1. 具体的内容・手法 ① 介護現場における個別介護計画の作成状況と実践事例について実態調査を実施する。 ② 実態調査の結果における介護過程の展開に介護職員が積極的に関わっている好事例や実践においての課題等の分析を行う。 ③ 施設種別やチーム規模に応じた実証的アプローチ(個別介護計画作成等をふまえた介護過程実践)とその結果に基づく効果検証を行う。 2. 成果物 1. の結果を報告書として取りまとめるとともに、とりまとめた内容を介護福祉士実習指導者講習会(養成教育)及び介護福祉士基礎研修(現任研修)において活用できる教材を作成する。	1,500万円
27	多様化する介護ニーズに即 した介護福祉士の専門性の 更なる高度化・キャリアアッ プ促進に向けた調査研究事 業		1 具体的内容・手法・成果物 現在、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構で行われている認定介護福祉士養成研修(研修 II 類を想定、以下同じ。)における課題学習について、受講者の習得度を高めつつ、より効率的・効果的なものとする手法(例えば、WEBコンテンツのような学習コンテンツ)を検討・開発する。 また、認定介護福祉士養成研修の講師(候補者を含む。以下同じ。)を対象に教授内容や教授方法を改善・向上させるための研修を行い、より効果を得ることができる研修内容等について検討を行う。 2 活用方法・開発した学習コンテンツを研修実施機関に配布する。・また、講師を対象とした研修でのとりまとめ結果を整理し、研修実施機関や講師に配布する。	1,500万円

28	介護福祉士養成施設の教員の教育力向上に関する調査研究事業	介護福祉士養成施設の専任教員については、介護教員講習会の 修了が義務づけられているところであるが、その他の教員(専任 以外)については、研修の受講については受講対象とされていな い。 介護教育内容の充実及び教育力向上の観点から、介護教員講習 会授業対象者以外の教員への研修内容のあり方に関する調査・研 究を行うことを目的とする。	団と②を踏まえ、研修プログラムを検討し、教育内容の元美及の教育力を図るための 研修を行い、より効果を得ることが出来る研修プログラム (教材・ツール) を作成する。	1,500万円
29	地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業	令和3年度より社会福祉士養成課程における新カリキュラムが導入される予定であるが、それを履修した社会福祉士が実践に着くには未だ時間を要することから、地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士に対する研修体制の構築が喫緊の課題となっている。また、スーパービジョンに関しては、社会福祉士の実践力向上においてその重要性が指摘されながらも、実態把握が充分に行われていない。そのため、本調査研究事業では、新カリキュラムの内容を踏まえ、現任社会福祉士を対象とした研修プログラムの開発と、スーパービジョンの実態調査等を行うことを目的とする。	1. 具体的内容・手法 ①現任社会福祉士に対する全国的な研修プログラム等の開発。 ②①の研修プログラムの試行的実施と検証。 ③スーパービジョンに関する実態調査と地域共生社会の実現に向けた成功事例の分析。 ④③に基づき、スーパーバイザーへのフォローアップ体制の構築等に関する研究。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の結果を報告書として取りまとめると共に、研修プログラムや映像教材等を作成し、広く社会福祉士や福祉の関係者等が活用出来るようにする。	1,500万円
30	キュラムにおける教員研修	カリキュラムが令和3年度より導入される予定である。	【(尚、上記の調査・研究、プログラムの開発等においては、精神保健福祉士との共通科目に留┃	1,500万円

31	介護技能実習評価試験の 効率的な実施に関する調査 研究事業	試験評価者の関係者間のマッチングを効率的に行えるよう、試験実	1. 具体的内容・手法 ① 監理団体、実習実施者、試験評価者を対象に、介護技能実習評価試験に関する事務・負担の実態を把握し、課題を整理する。 ② ①を踏まえ、試験実施までの事務の簡素化や関係者の負担軽減につながる、介護技能実習評価試験の効率的な実施に向けた方策を検討する。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 介護技能実習評価試験の効率的な実施に向けた方策を報告書としてまとめること。なお、報告書は監理団体、実習実施者、試験評価者、自治体等に広く周知すること。	1,500万円
----	-------------------------------------	--------------------------------	---	---------

(社会福祉施設・社会福祉法人関係)

No.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
32	社会福祉法人と諸外国の社 会福祉を担う非営利法人の 比較に関する調査研究事業	我が国の社会福祉法人制度と諸外国の社会福祉を担う非営利法人の制度について、税制も含め、比較・分析することで、現状の社会福祉法人制度における課題等について明らかにし、今後の社会福祉法人制度の在り方の検討に資することを目的とする。	1. 具体的内容・手法 ① 社会福祉法人と諸外国(※)の社会福祉を担う非営利法人について、税制も含めて、比較すべき事項について検討を行う。 ※想定される国としては、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、韓国、中国等② ①を踏まえ、諸外国の非営利法人との比較・分析を行うこと。 ③ 必要に応じて、日本の非営利法人との比較・分析も行うこと。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 日本の社会福祉法人と諸外国の非営利法人との比較・分析した内容について報告書としてまとめること。	1,500万円
33	社会福祉法人の経営指導 強化等に関する調査研究事 業	社会福祉法第59条の3において、厚生労働大臣は、自治体に対し、社会福祉法人の指導監督事務に資する情報の提供等を行うよう努めることされている。このため、財務諸表開示システムデータを用いるなどして・都道府県別、種別ごとの経営状況の整理・社会福祉法人の経営状況や経営課題の判断指標、財務分析に資する指標の整理・社会福祉法人における事業譲渡等の事業展開方法の実態把握等を実施することにより、所轄庁による法人の経営適正化に向けた指導強化の能力の向上及び社会福祉法人自らの経営面の能力向上に資することを目的とする。	①財務語表開示システムデータを活用して地域別、種別ことに分析を行うこと。 ②財務諸表開示システムデータを活用して財務面において経営課題を有する可能性のある 法人等の判断指標について検討の上、適切な指標を設定すること。 ③ 社会福祉法人における事業譲渡の実態について、調査・分析を行うこと。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 所轄庁による法人の経営適正化に向けた指導の強化及び社会福祉法人自らの経営面の能 力向上に答するデータ分析結果。事業譲渡の実態等について、報告書上してまためること	1,500万円
34	を活用した事務負担軽減に 関する調査研究事業	人材確保が課題となっている現状を踏まえ、社会福祉法人の多数を 占める規模の小さい法人を念頭に、会計処理等の事務処理の課題と 改善すべき点を明らかにし、ICTを活用して事務処理支援の手法を検 証することにより、小規模社会福祉法人における事務負担の軽減に 資することを目的とする。	③ ①、②を踏まえて小規模法人を念頭に、ICT活用等事務処理に関する改善点を明らかに	1,500万円

35	災害福祉支援ネットワーク、 DWATの実態把握、課題分 析及び運営の標準化に関 する調査研究事業	近年、自然災害が数多く発生する中、避難所で要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を組成・活動させるなどの取組を進めるための災害福祉支援ネットワークの構築が各都道府県で進められている。しかしながら、保健医療分野も含めた一体的な支援体制を構築している都道府県は一部に限られるなど、災害福祉支援ネットワークの運営については各都道府県において一律ではない。このため、平時・災害時における運営状況、保健医療分野との連携状況等の実態調査を実施し、改めて課題を整理するとともに、改善策を整理する。	1. 具体的内容・手法 ① 各都道府県の災害福祉支援ネットワークの平時・災害時における保健医療分野や市町村との連携状況等の実態把握のための調査を行うこと。 ② ①の実態調査を踏まえ、課題を整理し、検討委員会を経て、災害福祉支援ネットワークの平時・災害時における運営方法の改善方策を検討すること。 ③ ②の検討結果を踏まえ、災害福祉支援ネットワークの運営に関して、改善方策を実行できるように、標準的な運営要領の作成を行うこと。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 災害福祉支援ネットワーク、DWATの現状・課題を整理するとともに、課題に対する改善方策を整理し、標準的な運営要領を作成して報告書としてまとめること。 なお、運営要領については、各都道府県が災害福祉支援ネットワークを運営する際に、効果的・効率的に活用できるものとすること。	1,500万円
36	のあり方に関する調査研究 事業	福祉サービスの第三者評価の受審と結果の公表は、個々の事業者のサービスの質の向上に結びつけることや利用者の適切なサービス選択に資することにつなげることが目的であるが、実際にサービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択に資する実態にあるのか調査を実施した上で、課題を整理する。また、検討委員会を通じて、福祉サービスの第三者評価の今後のあり方について改善策を提言する。	② ① の美態調査を踏まれ、検討安員会を通じて、課題分析を行うた上で、サービスの員の 向上や利用者の立場に立った第三者評価のあり方について検討すること。 ③ ②の検討結果を踏まえ、今後の福祉サービス第三者評価のあり方について、具体的な 改善策を提言すること。	1,500万円

(矯正施設退所者支援)

No.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
37	矯正施設を退所した障害者・高齢者等の支援に係る 地域ネットワーク強化に関する調査研究事業	矯正施設を退所した障害者・高齢者等に対する支援においては地域の福祉等関係者の理解と協力が不可欠であることから、支援者の理解促進と協力拡大を図るための広報・啓発、地域ネットワーク強化等の働きかけについての調査・研究を行う。	1. 具体的内容・手法 ① 地域生活定着支援センターが行っている地域ネットワーク構築及び広報啓発等の活動の実態把握を行うとともに、成果を挙げている好事例や手法を収集し、整理・分析すること ② ①を踏まえ、地域生活定着支援センターが行う地域の支援者に対する働きかけの参考となる手引きを作成すること ③ 手引きの作成に当たっては、関係機関と意見交換を行う等の検討・検証及び手引きが全国に普及するための取組を行うこと。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の結果を具体的に報告書として取りまとめること。なお手引きについては、地域生活定着支援センターの実情に即し、事例を多く盛り込むなどして実際に活用できるような内容とすること。	1,500万円
38	矯正施設を退所した女性の 知的障害者等の地域生活 支援における支援の枠組み に関する調査研究事業	矯正施設を退所した知的障害の女性には、被虐待、性被害等による 心的外傷、摂食障害、妊娠・出産等の事情があり、その地域生活定 着支援に当たっては、福祉に加え医療等の関連他分野の関与も求め られる。支援対象者の特性を踏まえた地域社会における支援の枠組 みの在り方について調査研究を行う。	③ 上記研究の中間結果や他の知見も踏まえたより実務的な内容と知的障害者等に関する	1,000万円

(その他)

No.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
39	その他個別課題に関連する と認められる先駆的・試行 的調査研究事業	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的取組に関する 調査研究のうち、上記に関連する調査研究を実施すること。	-	1,000万円